

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

告示 (選)

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一
- ……………(福祉保健局少子社会対策部計画課)……………一
- 不健全図書 の 指 定……………二
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………二
- 都市計画の変更(三件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………二
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 建築基準法による一定の一団地の区域……………(同)……………三
- 東京都立中央図書館の休館……………三
- 東京都立多摩図書館の休館……………三
- 東京都立多摩社会教育会館の施設の休館……………三
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………三
- 参議院(東京都選出)議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………三
- 参議院(東京都選出)議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間……………三

- 参議院(東京都選出)議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間……………四
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………四
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………四
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………四
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合)……………四
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………四
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………五
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定取消し……………五
- 東京都選挙執行規程の一部改正……………六
- 警備員等の検定の実施(四件)……………八
- 警備員指導教育責任者講習の実施(五件)……………八
- 警備員指導教育責任者講習の実施……………三
- 東京海区における底魚、かつお及びまぐろの採捕の制限……………一〇
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………一〇
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………一〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………三
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………三

- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………三
 - 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
 - ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………三
 - 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……………四
 - 争議行為の予告……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………四
 - 参議院(東京都選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………(東京都選挙管理委員会)……………五
 - 参議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分會長の事務を行う場所……………(同)……………五
 - 参議院議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………(同)……………五
- 規 則**
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十八年六月十七日
東京都知事 外 添 要 一
- 東京都規則第百八十六号
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第百六十九号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一(一)中「児童自立支援施設」を「児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設」及び「2,800円」を「4,200円」及び「5,400円」を「6,600円」及び「113,500円」を「170,200円」に改める。
- 附 則
この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

告示

●東京都告示第千四百四十六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年六月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

図書類

指定番号 種類 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者 指定理由

四二二〇 雑誌 コアコミックス 45

0 みるきい・りつぶ

五三四五四一五〇

株式会社コアマガジン

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

四二二一 同右

POE BACKS

同右

BABY COMIC

S 執事・神崎の憂鬱

五四〇八〇一八七

株式会社ふゅーじょん

ぷろだくと

●東京都告示第千四百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種中高層住居専用地域

削除する部分

第二種住居地域

追加する部分

港区三田一丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)及び港区役所

●東京都告示第千四百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

晴海地区地区計画

変更する部分

中央区晴海五丁目地内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)及び中央区役所

●東京都告示第千四百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画下水道多摩川右岸南多摩流域下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画、八王子都市計画、日野都市計画及び町田都市計画

下水道

多摩川右岸南

多摩流域下水道

追加する部分

起点 稲城市大字大丸字十四号地内

終点 八王子市大字鎌水字浜道地内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)、多摩市役所及び稲城市役所

●東京都告示第千五百十号

平成二十七年東京都告示第千五百四十二号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年六月十七日

東京都知事 舛 添 要 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日
大田区羽田空港二丁目及び同所一番の 平成二十八年五月十三日
各一部、二番、三番及び三丁目一番の
各一部、三番一から同番十四まで、同
番十五の一部及び五番

●東京都告示第千五百一十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十八年六月十七日
東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目及び同所一番 平成二十八年五月十三日
の各一部、二番、三番及び三丁目一
番の各一部、三番一から同番十四ま
で、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三十三号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書の規定により、東京都立中央図書館を次のように休館する。

平成二十八年六月十七日

東京都教育委員会

一 期日 平成二十八年七月十五日、同年八月十九日及び同年九月十六日
二 理由 設備等の保守点検のため

●東京都教育委員会告示第三十四号

東京都立図書館館則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第十二条ただし書の規定により、東京都立多摩図書館を次のように休館する。
平成二十八年六月十七日

東京都教育委員会

一 期日 平成二十八年七月二十日から同月三十一日まで、同年八月二十一日及び同年九月十八日
二 理由 設備等の保守点検及び移転に向けた準備のため

●東京都教育委員会告示第三十五号

東京都立多摩社会教育会館条例施行規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第二十三号)第四条ただし書の規定により、東京都立多摩社会教育会館の施設を次のように休館する。
平成二十八年六月十七日

東京都教育委員会

一 施設名 ホール
二 期日 平成二十八年七月十二日、同年九月十三日及び同月十四日
三 理由 舞台設備等の保守点検のため

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。
平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地
水野記念リハビリテーション 足立区西新井五丁目五番五号
ヨン病院
特別養護老人ホーム ア 葛飾区宝町一丁目二番九号
ンブル宝町

●東京都選挙管理委員会告示第五十四号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定により、平成二十八年七月二十五日任期満了による参議院(東京都選出)議員選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めた。
平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

放送の区分 株式会社テレビ東京 回数
一回
基幹放送事業者

ラジオ放送 株式会社文化放送 三回

●東京都選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成二十八年七月二十五日任期満了による参議院(東京都選出)議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

基準となる日

平成二十八年六月二十一日。ただし、年齢については、七月十日

登録を行う日

平成二十八年六月二十一日

縦覧に供する期間

平成二十八年六月二十二日の一日間

●東京都選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十三條の十一第二項の規定により、平成二十八年七月二十五日任期満了による参議院(東京都選出)議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

縦覧に供する期間 平成二十八年六月二十二日の一日間

●東京都選挙管理委員会告示第五十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五條第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

特別養護老人ホームも 新宿区上落合一丁目十七番八号 みの樹園

品川区立平塚橋特別養護 品川区西中延二丁目二番八号 老人ホーム

原宿リハビリテーション 渋谷区神宮前六丁目二十六番一 病院

アリア代々木上原 渋谷区西原三丁目四十三番十八 号

リハビリテーションエー 板橋区四葉二丁目二十一番十号 デルワイズ病院

青梅厚生病院 青梅市今井一丁目二千五百四十 七番地

●東京都選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五條第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)

においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

介護老人保健施設 いず 足立区西新井五丁目三十五番二 号

●東京都選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四條第一項及び第七十五條第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

二一九、〇七四

●東京都選挙管理委員会告示第六十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会
一、四六九、二二二

●東京都選挙管理委員会告示第六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	15,802
中央区選挙区	39,307
港区選挙区	64,063
新宿区選挙区	87,439
文京区選挙区	57,300
台東区選挙区	52,195
墨田区選挙区	72,166
江東区選挙区	133,500
品川区選挙区	105,382
目黒区選挙区	75,969
大田区選挙区	165,023
世田谷区選挙区	189,110

渋谷区選挙区	61,689
中野区選挙区	90,876
杉並区選挙区	144,806
豊島区選挙区	75,455
北区選挙区	93,651
荒川区選挙区	55,012
板橋区選挙区	142,035
練馬区選挙区	164,697
足立区選挙区	157,707
葛飾区選挙区	122,101
江戸川区選挙区	156,476
八王子市選挙区	142,855
立川市選挙区	48,978
武蔵野市選挙区	39,816
三鷹市選挙区	50,057
青梅市選挙区	37,574
府中市選挙区	68,829
昭島市選挙区	30,542
町田市選挙区	115,204
小金井市選挙区	32,383
小平市選挙区	50,403
日野市選挙区	49,466
西東京市選挙区	54,146
西多摩選挙区	68,758
南多摩選挙区	63,912
北多摩第一選挙区	83,174
北多摩第二選挙区	53,446
北多摩第三選挙区	84,310

北多摩第四選挙区	52,024
島部選挙区	7,399

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」といふ。）第六十一条第一項第三号（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があつた。
平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	総合体育館	多摩市東寺方588番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	武道館	多摩市諏訪四丁目9番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	関戸・一ノ宮コミュニティーセンター	多摩市関戸四丁目19番地5
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	桜ヶ丘コミュニティーセンター	多摩市桜ヶ丘一丁目17番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	乞田・貝取コミュニティーセンター	多摩市乞田810番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	鶴牧・落合・南野コミュニティーセンター	多摩市落合六丁目5番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	貝取コミュニティーセンター	多摩市貝取四丁目5番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	聖ヶ丘コミュニティーセンター	多摩市聖ヶ丘二丁目21番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	愛宕コミュニティーセンター	多摩市愛宕三丁目2番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	唐木田コミュニティーセンター	多摩市鶴牧六丁目14番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	豊ヶ丘地区市民ホール	多摩市豊ヶ丘五丁目6番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	諏訪地区市民ホール	多摩市諏訪五丁目4番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	東寺方地区市民ホール	多摩市東寺方626番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	三方の森コミュニティ会館	多摩市和田1254番地12

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成28年5月19日	墨田区選挙管理委員会	家庭センター	墨田区亀沢三丁目24番2号
平成28年5月19日	墨田区選挙管理委員会	墨田集会所	墨田区墨田二丁目14番4号
平成28年5月19日	墨田区選挙管理委員会	旧鐘淵中学校	墨田区堤通二丁目11番1号
平成28年5月19日	墨田区選挙管理委員会	旧吾嬬第一中学校	墨田区立花五丁目48番9号
平成28年5月27日	豊島区選挙管理委員会	旧千川小学校	豊島区要町三丁目54番16号
平成28年5月27日	豊島区選挙管理委員会	勤労福祉会館	豊島区池袋二丁目37番4号
平成28年6月2日	足立区選挙管理委員会	東和地域学習センター	足立区東和三丁目12番9号
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	関戸・一ノ宮コミュニティーセンター 第1会議室	多摩市関戸四丁目19番地5
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	関戸・一ノ宮コミュニティーセンター 第2会議室	多摩市関戸四丁目19番地5
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	関戸・一ノ宮コミュニティーセンター 第3会議室	多摩市関戸四丁目19番地5
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	桜ヶ丘コミュニティーセンター ホール1	多摩市桜ヶ丘一丁目17番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	桜ヶ丘コミュニティーセンター 会議室1	多摩市桜ヶ丘一丁目17番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	桜ヶ丘コミュニティーセンター 会議室2	多摩市桜ヶ丘一丁目17番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	桜ヶ丘コミュニティーセンター 和室	多摩市桜ヶ丘一丁目17番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	乞田・貝取コミュニティーセンター ホール1	多摩市乞田810番地

平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	乞田・貝取コミュニティーセンター 会議室1	多摩市乞田810番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	乞田・貝取コミュニティーセンター 談話室	多摩市乞田810番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	鶴牧・落合・南野コミュニティーセンター ホール	多摩市落合六丁目5番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	鶴牧・落合・南野コミュニティーセンター 会議室	多摩市落合六丁目5番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	鶴牧・落合・南野コミュニティーセンター 音楽室1	多摩市落合六丁目5番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	貝取コミュニティーセンター ホール	多摩市貝取四丁目5番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	貝取コミュニティーセンター 会議室	多摩市貝取四丁目5番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	貝取コミュニティーセンター 和室	多摩市貝取四丁目5番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	聖ヶ丘コミュニティーセンター ホール	多摩市聖ヶ丘二丁目21番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	聖ヶ丘コミュニティーセンター 会議室1	多摩市聖ヶ丘二丁目21番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	聖ヶ丘コミュニティーセンター 会議室2・3	多摩市聖ヶ丘二丁目21番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	聖ヶ丘コミュニティーセンター 和室	多摩市聖ヶ丘二丁目21番地1
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	豊ヶ丘地区市民ホール 第1会議室	多摩市豊ヶ丘五丁目6番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	豊ヶ丘地区市民ホール 第2会議室	多摩市豊ヶ丘五丁目6番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	諏訪地区市民ホール 1階第1会議室	多摩市諏訪五丁目4番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	諏訪地区市民ホール 1階第2会議室	多摩市諏訪五丁目4番地

平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	諏訪地区市民ホール 2階第1会議室	多摩市諏訪五丁目4番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	諏訪地区市民ホール 2階第2会議室	多摩市諏訪五丁目4番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	東寺方地区市民ホール 第1会議室	多摩市東寺方626番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	東寺方地区市民ホール 第2会議室	多摩市東寺方626番地7
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	武道館武道場	多摩市諏訪四丁目2000番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	武道館会議室	多摩市諏訪四丁目2000番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	愛宕コミュニティセンター	多摩市愛宕三丁目2番地
平成28年5月24日	多摩市選挙管理委員会	唐木田コミュニティセンター	多摩市鶴牧六丁目14番地

●東京都選挙管理委員会告示第六十四号

東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

第十条中「昭和二十五年法律第七十九号」の下に「以下「国会議員選挙執行経費基準法」という。」を加える。第十条の次に次の二条を加える。

(共通投票所に係る経費の承認)

第十条の二 国会議員選挙執行経費基準法第四条の二第三項の規定により共通投票所の借料について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式に準じて作成した文書により行うものとする。

2 国会議員選挙執行経費基準法第四条の二第四項の規定により共通投票所の事務を行うための設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式の二に準じて作成した文書により行うものとする。

3 国会議員選挙執行経費基準法第四条の二第五項の規定により電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費について区市町村委員会が都委員会の承認を求めるときは、別記第七号様式の三に準じて作成した文書により行うものとする。

(期日前投票所における準用)

第十条の三 第十条の二第一項の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、第十条の二第一項中「第四条の二」とあるのは「第四条の三」と読み替え

るものとする。

2 第十条の二第二項の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、第十条の二第二項中「第四条の二」とあるのは「第四条の三」と読み替えるものとする。

3 第十条の二第三項の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、第十条の二第三項中「第四条の二」とあるのは「第四条の三」と読み替えるものとする。

第八十一条第二号に次のように加える。

二 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千元

別記第七号様式中「㊦」を「㊧」に改め、同様式備考を次のように改める。

1 共通投票所に係る経費の承認の際は、「投票所」を「共通投票所」とする。

2 期日前投票所に係る経費の承認の際は、「投票所」を「期日前投票所」とし、「1」は削除し、「2」以下を順次繰り上げるものとする。

3 開票所借料承認の際は、「投票所」を「開票所」とし、「1」は削除し、「2」以下を順次繰り上げるものとする。

別記第七号様式の次に、次の別記第七号様式の二及び別記第七号様式の三を加える。

第7号様式の2 (第10条の2関係)

年 月 日

東京都選挙管理委員会委員長宛

区市町村選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

共通投票所の事務を行うための設備借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費承認の申請について

年 月 日 執行の 選挙における共通投票所の事務を行うための設備借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費について、下記のとおり承認申請いたします。

記

1 使用しようとする設備

(1) 名称

(2) 設備の内容

(3) 整備及び管理に係る委託内容

2 借上料及び委託費

3 借上及び委託理由

備考 期日前投票所の事務を行うための設備借料承認の際は、「共通」を「期日前」とする。

第7号様式の3 (第10条の2関係)

年 月 日

東京都選挙管理委員会委員長宛

区市町村選挙管理委員会
委員長 氏 名 印

共通投票所における電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費承認の申請について

年 月 日 執行の 選挙における共通投票所における電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費について、下記のとおり承認申請いたします。

記

1 使用しようとする電子情報処理組織

(1) 名称

(2) 電子情報処理組織の内容

3 委託費

4 委託理由

備考 期日前投票所における電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費借料承認の際は、「共通」を「期日前」とする。

<p>監 照 りの理理だ、公衆の目から照にやへ。</p> <p style="text-align: center;">出 張（公）</p> <p>●東京都公安委員会告示第210号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 平成28年6月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成28年9月24日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成28年10月15日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定 4 検定予定人員 60名</p>	<p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年8月1日（月曜日）及び同月2日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成28年8月9日（火曜日）、同月10日（水曜日）及び同月12日（金曜日）の3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉</p>	<p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第211号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 平成28年6月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成28年10月15日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで</p>
--	---	--

<p>(2) 実技試験 平成28年11月19日 (土曜日) 午前 8 時30分から午後 4 時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東六井一丁目12番 5 号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第 1 条第 3 号の警備業務 (以下「雑踏警備業務」という。)に係る規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (以下「1 級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。)に係る法第23条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年 8 月31日 (水曜日) 及び同年 9 月 1 日 (木曜日) の 2 日間</p>	<p>午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 平成28年 9 月 7 日 (水曜日) から同月 9 日 (金曜日) までの 3 日間 午前 8 時30分から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第 9 条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1 通 イ 写真 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2 葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各 1 通 ア 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 イ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p>	<p>ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記 5 に該当することを疎明する次の書面 各 1 通 (ア) 前記 5 の(1)に該当する者は、2 級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記 5 の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記 5 の(2)に該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 13,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p>
<p>●東京都公安委員会告示第212号</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第 1 項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第 7 条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年 6 月17日</p>		

<p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成28年10月15日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成28年11月19日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務 (交通誘導警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年8月29日 (月曜日) 及び同月30日 (火曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p>	<p>03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成28年9月7日 (水曜日) から同月9日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 (イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 (4) 検定手数料 14,000円</p>	<p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第213号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 平成28年6月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成28年9月24日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成28年10月15日 (土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第5号の警備業務 (以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定 (以下「1級検定」という。)</p>
---	--	--

<p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 規則第4条に規定する2級の検定(核燃料物質等危険物運搬警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領</p> <p>検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成28年8月3日(水曜日)及び同月4日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03(3581)8201</p> <p>7 申請手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年8月9日(火曜日)、同月10日(水曜日)及び同月12日(金曜日)の3日間 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び核燃料物質等危険物運搬警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581)4321 内線30312</p>
	<p>●東京都公安委員会告示第214号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年6月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>記</p>	<p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年8月30日(火曜日)から同年9月7日(水曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p>

<p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 150名</p> <p>5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規</p>		<p>則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年8月4日(木曜日)及び同月5日(金曜日)の2日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837)2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備営業所に属する者</p> <p>7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年8月12日(金曜</p>	<p>日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務</p>
--	--	---	---

従事証明書に代えて提出すること。

(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し

(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書

ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

ウ 前6の(3)のア又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通

(ア) 前6の(3)のアに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面

(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書

ただし、前6の(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。

8 受講料納入手続

(1) 受講料納入の受付期間

平成28年8月18日(木曜日)及び同月19日(金曜日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

47,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

●東京都公安委員会告示第215号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。

平成28年6月17日

東京都公安委員会

委員長 渡 佳 英

記

1 講習の実施期間及び時間

平成28年8月17日(水曜日)から同月24日(水曜日)までの6日間(日曜日及び土曜日を除く。)

午前9時から午後5時まで

2 講習の実施場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会研修室

3 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号で定める警備業務(運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒

し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。)

4 講習予定人員

50名

5 受講対象者

(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの

(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者

ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検

<p>定] という。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年7月20日（水曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年7月27日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 ロ 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び</p>	<p>履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ロ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(ハ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ニ) 前記5の(4)のロに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p>	<p>(1) 受講料納入の受付期間 平成28年8月2日（火曜日）及び同月3日（水曜日）の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 38,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第216号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年6月17日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年8月22日（月曜日）から同月24日（水曜日）までの3日間</p>
--	---	--

<p>午前 9時から午後 5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第3号で定める警備業務（運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「3号警備業務」という。）</p> <p>4 講習予定人員 10名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、3号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p>	<p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年7月19日（火曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p>	<p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年7月27日（水曜日）までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 3号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、3号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合</p>
--	--	---

<p>格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成28年8月2日(火曜日)及び同月3日(水曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 14,000円</p> <p>9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会</p>	<p>電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第217号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者講習を実施するに、警備員指導教育責任者講習管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年6月17日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年10月3日(月曜日)から同月7日(金曜日)までの5日間</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務(人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務をいう。以下「4号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 10名</p>	<p>5 受講対象者 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年9月6日(火曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年9月13日(火曜日)までの間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことにつ</p>
--	--	--

<p>いてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を 疎明した上で、前記5に掲げる者に該当することを 誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出す ること。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 平成28年9月16日(金曜日)及び同月20日(火曜 日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 34,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第218号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」とい う。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教 育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び 機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年 国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2 条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成28年6月17日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年10月6日(木曜日)及び同月7日(金曜日) の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第4号で定める警備業務(人の身体に 対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止す る業務をいう。以下「4号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 50名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、4号警備業 務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定す る警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教 育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に 規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下 「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の 交付を受けている者であつて、最近5年間に4号警備業 務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。</p>	<p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年9月5日(月曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から平成28年9月13日(火曜 日)までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員 指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育 責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 4号警備業務に従事していたことを証明する警備 業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」 という。)及び履歴書 各1通</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備 業務従事証明書を提出することができないことにつ いてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を 疎明した上で、前記5に該当することを誓約する書 面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 受講料納入手続</p>
---	--	--

(1) 受講料納入の受付期間

平成28年9月16日(金曜日)及び同月20日(火曜日)の2日間

(2) 受付場所

台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル
一般社団法人東京都警備業協会

(3) 受講手数料

10,000円

9 問合せ先

(1) 一般社団法人東京都警備業協会

電話 03 (5818) 6070

(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第五号

東京海区(小笠原海域に限る。)における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

平成二十八年六月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹 内 正 一

(採捕の禁止)

一 東京海区(小笠原海域に限る。)において、総トン数六十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原

村陸岸から三海里以内の海面において、総トン数十トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

(指示の有効期間)

二 この指示の有効期間は、平成二十八年七月一日から平成二十九年六月三十日までとする。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年六月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人JMFANAナチュラル美生活協会

三 代表者の氏名

内田 順子

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南一丁目十六番十三号 エクセル

TY五〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、花がもたらす癒しの効用についての正しい理解の普及、資質と知識・技能を有したフラワーカウンセラーの養成及び認定。そして、フラワーセラピー、アートセラピーに関する事業を行い、心の問題を抱え一人で悩んでいる多くの人が抵抗無く気軽にカウンセリングを受けられる社会への実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人相原やまゆり会

三 代表者の氏名

吉野 光章

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市相原町三千六百七十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、町田市相原町及び近隣地域の高齢者を対象とした福祉サービスを必要とするものが、自立し社会、経済、文化等の活動に参加する機会を得られるように、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供できる社会貢献活動を実践し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十八年四月十九日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人にじいろ</p> <p>三 代表者の氏名 古谷 恵美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区東和四丁目四番二十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、障害児の放課後等デイサービスに関する事業及び高齢者の介護支援事業を行うことにより、もって地域の福祉の増進と子供の命を守ることに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ニューインゲ</p> <p>三 代表者の氏名 土井 規子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市横山町二十五番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、医療に関心をもつ人々が集い、臨床研究・治験情報や医療情報を多くの方に伝達して、臨床研究・治験・医療・福祉に係る啓蒙活動を行い、日本の医学・薬学及び医療の発展に参画し、人類の福祉と公益の増進に寄与する。 また日本文化を全世界の人々に知って・体験してもら</p>	<p>う機会を提供することによって日本文化を伝承し、日本及び国際社会の文化と観光の振興を図り、国際協力の促進に貢献する。</p> <p>さらに子供たちに対して学習指導や感性教育、スポーツや自然とのふれあいを目的とした行事を行うことにより、学術、文化、芸術、スポーツの振興をはかり、子供たちの健全育成を目指すとともに、仕事を持つ母親の子育て環境の支援をしつつ、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人幹細胞治療研究機構</p> <p>三 代表者の氏名 市橋 正光</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区芝公園二丁目三番九号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、ヒト組織由来間葉系幹細胞の分譲業務(管理運営)に関する活動を通じ、分譲を希望する大学等の学術的な研究活動を行う機関に対して広く提供・支援することにより、幹細胞研究の裾野を広げ、再生医療研究の人への普及並びに発展に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十八年六月十七日 東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフスタイル創造機構</p> <p>三 代表者の氏名 松本 陽典</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区銀座二丁目十八番六号 井門銀座二丁目ビル三F</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、主にシニア世代を対象として、イベントなどを通じて豊かな暮らし方の支援を行う事で、その子世代、孫世代などへの好影響を生み出し、その世代心の豊かさが地域、ひいては日本中への貢献に繋がる事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人声とことばの力</p> <p>三 代表者の氏名</p>
---	--	--

平尾 登紀子

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区緑四丁目十番九号 墨田マンション一〇四号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を中心とする健常者や軽度認知障害の方々を中心に、腹式呼吸による声出し体操、集団で参加して行うための注意力や記憶力、また仲間との協力意識等による多様な脳への働きかけなど、高齢者等の認知症予防や生き活きとした生活を支援するため、朗読を通して認知症予防プログラムの実施や関係スタッフ等の研修・教育及び健康づくりに関する普及啓発等に努めることで、広く取組みに対する市民の理解と健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラオス子どもの家の会

三 代表者の氏名

白石 孝

四 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市新川町一丁目四番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、ラオスにおける子どもの家及び子ども文化センター等児童教育事業の現状紹介と支援策を示すとともに、日本とラオスの友好交

流を進める定期的な寄付活動、講習会、文化紹介、学校教育及び社会教育での多文化・異文化理解の普及・啓発

に関する事業を通して、地域社会における国際理解及び多文化共生社会、並びに差別をなくし、平和や人権を擁護する地域づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

あきる野市三内字初後沢四百三十六番二、同番十四、三内字藤田口四百五十二番六、同番六地先、同番十三、同番十八、同番十八地先、同番二十、四百五十三番十、四百五十六番一、四百五十七番一及び同番七

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市上清戸二丁目五十番一、西東京市東伏見三丁目六番同番二、同番二地先及び同番十九号

三 タクトホーム株式会社

三鷹市野崎三丁目三百六十六番三 東大和市蔵敷三丁目八百五十五番地の一

株式会社大慈興業 代表取締役 大慈禎之輔

三鷹市野崎三丁目三百六十六番五及び三百六十八番十 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年六月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>十六 午前六時から午後十一時まで</p>																								<p>平成二十八年六月十七日 東京都知事 舛 添 要 一</p>	
<p>一 店舗名</p>	<p>さいか屋ビルディング</p>	<p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>平成二十八年六月十七日</p>	<p>業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p>	<p>添えて、平成二十八年六月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p>	<p>あつては所在地(三)意見を述べる理由」を記載した書面を</p>	<p>にあつては団体名及びその代表者の氏名(二)住所(団体に</p>	<p>とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団</p>	<p>とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団</p>	<p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう</p>	<p>その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、</p>	<p>舗の変更について届出があつたので、同条第三項において</p>	<p>「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下</p>	<p>ついて</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に</p>	<p>縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>除く。</p>	<p>の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を</p>	<p>京都市条例第十号)に定める休日を</p>	<p>十月十七日まで。ただし、東京都</p>	<p>平成二十八年六月十七日から同年</p>	<p>縦覧期間 縦覧場所 届出日</p>	<p>平成二十八年五月十八日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十八 縦覧期間</p>	<p>平成二十八年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都</p>																								<p>町田市原町田六丁目六番十四号 株式会社瀧泰ほか一名 新潟県十日町市四日町千六百五十八番地甲丑ほか 株式会社ケーワイ 中央区日本橋人形町一丁目十四番八号 中央区日本橋人形町三丁目八番一 株式会社文教堂ホビーほか四十二名 株式会社文教堂ホビーほか四十二名 株式会社キャンパスほか四名 神奈川県川崎市川崎区小川町一番地(株式会社エフ・アンド・エス・ツィ)ほか 長野県東御市和千四百五番地一(株式会社キャンパス)ほか 岩谷 温(楽居風) 野村 秀和(楽居風プロモーション) 平成二十八年三月四日ほか 平成二十八年五月十九日 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	

十九 縦覧時間
 の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
ヒューリック志村坂上
- 二 店舗所在地
板橋区前野町三丁目二十番一号
- 三 設置者名
ヒューリック株式会社
- 四 設置者住所
中央区日本橋大伝馬町七番二号
- 五 変更前の店舗名
(仮称)志村PJ新築工事(商業棟)
- 六 変更後の店舗名
ヒューリック志村坂上
- 七 変更前の店舗所在地
板橋区前野町三丁目二十番一ほか
- 八 変更後の店舗所在地
板橋区前野町三丁目二十番一号
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称
未定
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社カスミほか三名
- 十一 変更日
平成二十七年十二月十日ほか
- 十二 届出日
平成二十八年五月二十三日
- 十三 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十四 縦覧期間
平成二十八年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十五 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
渋谷駅前共同ビル
- 二 店舗所在地
渋谷区神南一丁目二十三番十号
- 三 設置者名
東京急行電鉄株式会社ほか三名
- 四 設置者住所
東京都渋谷区南平台町五番六号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称
青山商事株式会社ほか三十六名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称
青山商事株式会社ほか三十三名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社アダストリアほか十名
- 八 変更前の小売業者の住所
中央区八重洲二丁目七番二号八重洲三井ビル十階(株式会社ポイント)ほか
- 九 変更後の小売業者の住所
千代田区丸の内一丁目九番二号グランドウキョウサウスタワー十階(株式会社アダストリア)ほか
- 十 変更前の小売業者の代表者名
中島 英樹(株式会社銀座コージコーナー)ほか
- 十一 変更後の小売業者の代表者名
山内 純一(株式会社銀座コージコーナー)ほか
- 十二 変更日
平成二十七年十二月十日ほか
- 十三 届出日
平成二十八年五月二十三日
- 十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間
平成二十八年六月十七日から同年十月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
 京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
阿部・中野ビル
 - 二 店舗所在地
羽村市富士見平一丁目十五番十号
 - 三 設置者名
阿部 任宏ほか一名
 - 四 店舗面積の合計
平成二十八年四月二十八日が千平方メートル以下となる日
 - 一 店舗名
コープ高倉店
 - 二 店舗所在地
八王子市高倉町四十六番七号
 - 三 設置者名
川嶋 タカほか一名
 - 四 店舗面積の合計
平成二十八年三月三日が千平方メートル以下となる日
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。
 平成二十八年六月十七日
 東京都知事 舛 添 要 一
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について
- 争議行為の予告について
 陽和病院労働組合執行委員長山下高介から争議行為を行

う旨の通知が平成二十八年六月八日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年六月十七日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

春闘及び夏季一時金要求に関する件

二 日時

平成二十八年六月十九日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

医療法人社団翠会陽和病院 練馬区大泉町二丁目十七番一号

四 種類

全ての組合員、または一部の組合員によるストライキ、その他のあらゆる形式の争議行為を実施する。（以上原文のまま掲載）

参議院（東京都選出）議員選挙における選挙

長の事務を行う場所について

平成二十八年七月二十五日任期満了による参議院（東京都選出）議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

- 一 平成二十八年六月二十二日 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇三会議室及び一〇四会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号

二 同月二十三日以降

東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙

分会長の事務を行う場所について

平成二十八年七月二十五日任期満了による参議院（比例代表選出）議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

参議院議員選挙における政党その他の政治団体

体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請

等の受付場所について

平成二十八年七月二十五日任期満了による参議院議員選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

平成二十八年六月十七日

東京都選挙管理委員会

- 一 平成二十八年六月二十二日 東京都庁第一本庁舎二十五階一〇五会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 二 同月二十三日以降 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001